

令和元年度 第9回山北町農業委員会総会 会議録				
召集年月日	令和元年12月25日(水)			
召集場所	山北町役場防災対策室			
開・閉会日時	開会	令和元年12月25日 午後1時30分		
	閉会	令和元年12月25日 午後4時00分		
応(不応)招委員 及び出席並びに欠席委員 出席 10名 欠席 1名 (凡例) ○ 出席を示す △ 欠席を示す × 不応招を示す	番号	氏名	出欠等の別	
	1番	磯崎 加代子	○	
	2番	三尋木 重夫	○	
	3番	杉山 照枝	○	
	4番	細谷 晋之	○	
	5番	二宮 慶晃	△	
	6番	高杉 光男	○	
	推進委員 山北地区	瀬戸 利男	○	
	推進委員 向原地区	遠藤 隆雄	○	
	推進委員 岸地区	田淵 康男	○	
	推進委員 共和地区	杉本 君雄	○	
	推進委員 清水地区	山崎 貞和	○	
	会議録署名委員	4番	細谷 晋之	1番
出席した事務局	事務局長、中戸川			
会議に付した案件	別紙のとおり			
会議経過	別紙のとおり			

山北町農業委員会第9回総会会議録

令和元年12月25日

- 1 開会
- 2 議事録署名人
- 3 議案

議長 : 農地法第3条の規定による許可申請に対する意見について、説明願います。

事務局 : 1ページをお願いいたします。議案第9号農地法第3条の許可申請について説明します。対象地は■■■■■■■■■■の■■■■m²です。本件の譲渡人は数年後に県外に出る予定であり、隣接する住居も併せて売却されます。譲受人は夫婦共に保育士であり、住居において森のようちえんを経営しながら耕作するとのことです。

2ページからが申請書の写しです。記載のとおり、売買による所有権移転です。5～6ページのとおり、下限面積、従事日数の要件を満たしています。11～14ページが登記事項証明書、位置図、公図の写しです。

既存のみかん、梅、キウイ等をそのまま引き継ぐ計画であり、草刈機や噴霧器等の道具も倉庫ごと譲り受けるとのことです。譲渡人は当該地の売却後も5年ほどは近くに住む予定であり、その間に技術的な指導をしていただけたとのことです。

また、森のようちえんは通常の幼稚園や保育園と異なる習い事のようなイメージであり、割と自由に時間が取れるとのことで、現在休日農業で当該地を耕作している譲渡人よりも従事日数は多くなる計画です。

本件は、農地が引き継げる状態であるうちに、技術も含めて次の世代に引き継ぐという理想的な内容であると感じました。

16ページからが現況写真です。このとおり非常にきれいに管理されており、すぐにでも引き継ぐことができるような状況でした。以上です。

議長 : 現地を確認した田淵推進委員から何かありますか。

田淵推進委員 : 事務局説明のとおりです。

議長 : 他に意見等ありますか。特になければご承認いただけますでしょうか。

(異議なしの声) 全員。

議長 : 議案第9号については承認されました。

続いて、議案第10号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について、事務局から説明願います。

事務局 : 資料19ページをご覧ください。対象地は、■■■■■■■■■■の■■■■m²です。本件は、隣接する自己所有の雑種地と併せて貸駐車場として永久転用する計画です。近くにある新東名高速道路工事関係の事務所から要望を受け、25台分の駐車スペースを確保するため、当該農地を含めて転用します。20ページから24ページが申請書、登記事項証明書、位置図、公図の写し、土地利用計画図です。現況は写真のとおりです。以上です。

議長 : 現地を確認した遠藤推進委員から何かありますか。

遠藤推進委員 : 事務局説明のとおりです。

議長 : 意見等ありますか。なければ申請のとおり県に進達してよろしいでしょうか。

(異議なしの声) 全員

議長 : 議案第 10 号については承認されました。
続いて、議案第 11 号農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見について、事務局から説明願います。

事務局 : 資料 26 ページをご覧ください。対象地は、[] の [] m²です。2 区画で建売住宅に転用する計画です。27 ページから 36 ページが申請書、登記事項証明書、位置図、公図の写し、土地利用計画図等です。現況は写真のとおりです。以上です。

議長 : 現地を確認した田淵推進委員から何かありますか。

田淵推進委員 : 事務局説明のとおりです。

議長 : 意見等ありますか。なければ申請のとおり県に進達してよろしいでしょうか。

(異議なしの声) 全員

議長 : 議案第 11 号については承認されました。
続いて、議案第 12 号農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見について、事務局から説明願います。

事務局 : 資料 38 ページをご覧ください。対象地は、[] の [] m²です。新東名川西工事において発生する土を運ぶベルトコンベアーを設置するための用地として一時転用する計画です。なお、次の案件も同内容です。39 ページから 46 ページが申請書、登記事項証明書、位置図、公図の写し、土地利用計画図等です。現況は写真のとおりです。以上です。

議長 : 現地を確認した遠藤推進委員から何かありますか。

遠藤推進委員 : 事務局説明のとおりです。

議長 : 意見等ありますか。なければ申請のとおり県に進達してよろしいでしょうか。

(異議なしの声) 全員

議長 : 議案第 12 号については承認されました。
続いて、議案第 13 号農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見について、事務局から説明願います。

事務局 : 資料 48 ページをご覧ください。対象地は、[] の [] m²です。内容は前の案件と同様です。49 ページから 58 ページが申請書、登記事項証明書、位置図、公図の写し、土地利用計画図等です。現況は写真のとおりです。以上です。

議長 : 現地を確認した遠藤推進委員から何かありますか。

遠藤推進委員 : 事務局説明のとおりです。

議長 : 意見等ありますか。なければ申請のとおり県に進達してよろしいでしょうか。

(異議なしの声) 全員

議長 : 議案第 13 号については承認されました。

4 報告

議長 : 続いて、報告案件ということで非農地証明について事務局から説明願います。

事務局 : 資料 60 ページをご覧ください。対象地は、[] の [] m²です。

61～63 ページが登記事項証明、位置図、公図です。現況は 64 ページの現況写真のとおり国道の歩道と庭の間にある土地であり、国道が整備された際の残地です。位置、面積、形状等から耕作をするに適さない土地であることを確認しましたので、非農地証明を発行しました。以上です。

議長 : 現地を見に行った遠藤推進委員から何かありますか。

遠藤推進委員 : 事務局説明のとおりです。

5 その他

議長 : その他ということで、特になければ次回総会の日程を決定したいと思います。次回は 1 月 27 日でよろしいでしょうか。

全員 : 異議なし。

6 閉会

議長 : これで山北町農業委員会総会を閉会します。(16:00)